

福島県奨学資金

高等学校・専修学校（高等課程）

本県奨学資金は、福島県出身の生徒又は学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に資することを目的としております。

1 募集人員（※予約採用者を含む） 350名程度

2 貸与月額

区 分	国 公 立	私 立
自 宅 通 学 の と き	18,000 円	30,000 円
自 宅 外 通 学 の と き	23,000 円	35,000 円

3 貸与期間 令和7年4月から在学する学校の正規の修業期間

4 申込の方法

在学する学校を通して行います。

① 申請に必要な書類を学校へ提出 9月30日まで



② 学校の推薦を得て申請へ



③ 学校より申請書類を福島県へ 令和7年10月15日(水)必着

5 採用の決定

提出された書類により、選考作業を行い、奨学生として決定します。

採否については、学校を通して12月初旬まで本人に通知します。

採用決定ののち、誓約書を受領後、4月分まで遡り貸与を開始します。

◆問合せ先◆ 在学する学校又は福島県教育庁高校教育課（下記）まで

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16

TEL:024-521-7775(直通)

Fax:024-521-7973

福島県奨学資金

検索

＜応募資格＞

- 1 各区分に応じ、次に掲げる条件を具備していること。
 - (1) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は修業年限2年以上の専修学校の高等課程（福島県教育委員会で定める専修学校に限る。）の生徒であること。
 - (2) 次に掲げる条件を具備していること。
 - ① 県内の高等学校、専修学校（高等課程）に在学する者については、県内に6ヶ月以上住所を有していること。
 - ② 県外の高等学校、専修学校（高等課程）に在学する者については、入学又は転学するまで県内に6ヶ月以上住所を有しており、かつ保護者が県内に6ヶ月以上住所を有していること。
- 2 在学学校より推薦を受けるには、次に掲げるすべての基準を満たしていることが必要です。

【学 力】

- 1 年生・・・中学校における最終学年の全履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で割った値（小数点第2位四捨五入）が3.0以上であること。
- 2・3年生・・・2年生は1年次、3年生は1・2年次の全履修科目の評定を合計し、これを全履修科目数で割った値（小数点第2位四捨五入）が3.0以上であること。
- 専攻科・・・学年によらず直近2ヶ年分の全履修科目の評定を合計し、これを全履修科目数で割った値（小数点第2位四捨五入）が3.0以上であること。

※県立高校の入学者募集停止及び統合に伴う経済支援策（学力基準の緩和）を行っています。
（詳細は、次頁（※1、※2）をご覧ください。）

【所 得】

本人の生計を主として維持する者の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

（詳細は、別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）

～収入の目安～ 【父・母・高校生・中学生の4人家族の場合】

給与所得者の場合	給与所得者以外の場合
785万円以下	330万円以下

※ 所得基準額は、家族の人数などによって異なります。

＜貸与方法＞

採用決定後、本人の口座に原則として毎月10日（その日が土・日・祝日の場合はその日以後最初に金融機関が取引を行う日）に交付します。

なお、在学採用の初回の振込は、令和7年12月末頃に4月～12月分をまとめて交付する予定です。

＜利子・保証人＞

無利子・連帯保証人1名（原則親権者）・保証人1名

＜注意事項＞

- 1 応募資格の条件を満たし、学校からの推薦を受けて応募いただくようになります。
- 2 他の貸与型奨学資金と併願することは可能ですが、同時に受けることはできません。採用後に他の貸与型奨学資金との併用が判明した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。
- 3 過去に福島県奨学資金を全修学期間貸与された者又は現に貸与されている者は申し込みできません。
- 4 福島県奨学資金は、「在学採用」のほか、「緊急採用」「震災特例採用」もありますので、高校教育課までお問い合わせください。